



令和 8 年度 施設等利用給付認定申請のしおり

幼稚園・認定こども園（幼稚園部）に在籍されている方の預かり保育の利用料が無償化の対象となるには、施設等利用給付認定申請および保育の必要性の認定が必要となります。

しおりの内容をご確認いただき、申請書類および添付書類を八女市役所子育て支援課に提出してください。

※施設から提出日、提出先等の指定があった場合は、指定のとおりにご提出ください。

提出書類

☐ 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書兼現況届（記入例を参照）

☐ 保育の必要性を証明する書類（2ページの3を参照）

1. 施設等利用給付の対象者および利用料



無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

3 歳～5 歳児

預かり保育の利用日数に応じた月額上限額の範囲で利用料が無償化

月額上限額：450 円×利用日数（最大月額 11,300 円まで）

満 3 歳児（市区町村民税非課税世帯のみ）

預かり保育の利用日数に応じた月額上限額の範囲で利用料が無償化

月額上限額：450 円×利用日数（最大月額 16,300 円まで）

※ 満 3 歳とは、3 歳の誕生日から最初の 3 月 31 日までにある子どものことです。

<注意>

- 利用料が上限額を超える場合は、差額の支払いが必要となりますので、施設の請求によりお支払いください。
- 実費として徴収されている費用（給食費、おやつ代、バス代等）は、無償化の対象となりません。
- 利用している幼稚園等で預かり保育が実施されていない、もしくは、預かり保育が一定の基準未満（*1）の場合、認可外保育施設等（*2）の利用料も無償化の対象となります。

*1) 一定の基準未満とは、教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が 8 時間未満または開所日数が 200 日未満の場合をいいます。

*2) 認可外保育施設等とは、認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）のことをいいます。

2. 施設等利用給付認定種別



新2号認定	<u>3歳～5歳児</u> で保育の必要性がある子ども (年少～年長クラス)
新3号認定	<u>満3歳児</u> で保育の必要性があり、市区町村民税非課税世帯である子ども (3歳の誕生日から最初の3月31日までにある子ども)

3. 保育の必要性を証明する書類



次のうち父母それぞれに該当するものを提出してください。

保育を必要とする理由	保育の必要性を証明する書類
就労	「就労（就労予定）証明書」 * 1か月当たり60時間以上の就労が必須
妊娠・出産	「母子手帳（写）」…表紙及び分娩予定日が記入されたページ * 産前3か月から産後2か月（出産月を除く）までが有効期間
疾病・障がい等	「身体障害者手帳等（写）」または「入院や通院が確認できる書類（写）」など
介護・看護	「介護保険証（写）」または「診断書」など
災害復旧	「申立書」および「罹災証明書」
求職活動 (起業準備含む)	「求職中を証明する書類（ハローワークカード（写）など）」 * 求職の場合、認定日から90日目までが有効期間
就学 (職業訓練含む)	「在学証明書」など
育児休業	「就労（就労予定）証明書」 * 育児休業法等に基づく育児休業期間が属する月の末日までが有効期間
その他 (新生児の育児等)	「申立書」など * 新生児の育児の場合は書類不要、満1歳の誕生日が属する月の末日までが有効期間

※1 兄や姉の令和7年11月現況届の添付書類として提出済の場合、書類の提出は不要です。（状況が変わらない場合のみ）

※2 弟や妹の令和8年度入所申込みの添付書類として提出済の場合、書類の提出は不要です。（状況が変わらない場合のみ）

※3 きょうだい児同時の認定申請の場合、書類の提出は1組で結構です。



4. マイナンバー（個人番号）の利用目的



施設等利用給付認定の事務手続きにおいて、教育・保育給付認定申請の際に提出いただいたマイナンバー（個人番号）を利用します。提出いただいた個人番号及び特定個人情報等は、法令に従い、以下の事務処理をするために必要な範囲を超えて取り扱うことはいたしません。

<取扱事務一覧>

- ・資料の提供等の求めに関する事務
- ・施設等利用給付認定に関する事務
- ・施設等利用給付認定の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- ・教育・保育給付認定保護者が受けたものとみなされる施設等利用給付認定に係る事実についての審査に関する事務
- ・届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- ・職権による施設等利用給付認定の変更に関する事務
- ・施設等利用給付認定の取消しに関する事務

5. 留意事項



➤ 認定について

申請日より前に遡っての認定は行いません。

➤ 求職活動について

「求職活動」を理由に認定できるのは3か月間です。引き続き認定を希望される場合は、期限までに就労していることを証明する書類を八女市役所子育て支援課に提出してください。

➤ 認定の取消しについて

次に該当する場合等には認定が取消しとなりますのでご注意ください。

- 市外へ転出した場合
- 保育を必要とする事由がなくなった場合
- 新3号認定の方が課税世帯となった場合
- 教育・保育給付の2号または3号認定で認可保育所等の利用を開始した場合
- 企業主導型保育事業の利用を開始した場合

➤ 認定後、次に該当する場合はすみやかに八女市役所子育て支援課へご連絡ください。

- 世帯状況に異動（保護者の離婚、婚姻、死亡等）があった場合や確定申告の修正申告等により市区町村民税額が変更になった場合
- 八女市内外を問わず、転居される場合

【お問い合わせ先】

八女市役所 健康福祉部

子育て支援課 こども保育係

電話：0943-23-1351

※保育の必要性がある方が対象

※保育の必要性がある方が対象

「新規」に☑をしてください。

該当する必要があります。
※申請日より前に遡って認定はできません。

①世帯の状況（同居者（世帯分離含む）全員、また別居の父母も記入してください。）

※申請する児童を含む世帯員の個人番号については、別紙様式に記載してください。

認定種別が【新1号】の場合は裏面の②まで、【新2号】または【新3号】の場合は③まで記入してください

②利用する(予定含む)施設・事業者名

施設・事業者名	利用するサービスの種類	利用開始予定日
〇〇幼稚園	☐ 幼稚園（子ども・子育て新制度未移行） ☐ 特別支援学校幼稚園部	令和8年4月1日
	☒ 預かり保育 ☐ 認可外保育 ☐ 一時預かり ☐ 病児保育 ☐ 子育て援助活動	
	☐ 幼稚園（子ども・子育て新制度未移行） ☐ 特別支援学校幼稚園部	年 月 日
	☐ 預かり保育 ☐ 認可外保育 ☐ 一時預かり ☐ 病児保育 ☐ 子育て援助活動	年 月 日

「預かり保育」に☑をして
ください。

③保育を必要とする理由（認定種別が【新2号】または【新3号】の場合のみ記入）

※該当する区分にチェックをし、必要事項を記入してください。

※保育の必要性を証明するため、該当する添付書類を提出してください。

父：就労
母：妊娠中 の場合

区 分	父の状況	母の状況
☒ 就労	→〔添付書類〕 ☒ 就労（就労予定）証明書	
就 労 状 況	☒ 就労中 ☐ 就労予定（ 年 月 日～ ）	☐ 就労中 ☐ 就労予定（ 年 月 日～ ）
☒ 妊娠・出産	→〔添付書類〕 ☒ 母子手帳（写）	
出 産 予 定 日		令和8年4月20日
☐ 疾病・障がい等	→〔添付書類〕 ☐ 身体障害者手帳等（写） または ☐ 受診状況が確認できる書類（写）	
病名・障がい名	（手帳交付） ☐ 有 ☐ 無	（手帳交付） ☐ 有 ☐ 無
病 院 名		
状 況	☐ 入院 ☐ 通院（週・月 日） ☐ 寝たきり （期間： 年 月 日～ 年 月 日）	☐ 入院 ☐ 通院（週・月 日） ☐ 寝たきり （期間： 年 月 日～ 年 月 日）
☐ 介護・看護	→〔添付書類〕 ☐ 介護保険証（写） または ☐ 診断書	
介 護 ・ 看 護 の 対 象 者	（続柄： ）	（続柄： ）
介 護 ・ 看 護 の 状 況	☐ 入院または通院している家族に付き添い ☐ 居宅内介護・看護	☐ 入院または通院している家族に付き添い ☐ 居宅内介護・看護
病名・障がい名		
病 院 ・ 施 設 名		
通 院 状 況	週・月 日 （期間： 年 月 日～ 年 月 日）	週・月 日 （期間： 年 月 日～ 年 月 日）
☐ 災害復旧	→〔添付書類〕 ☐ 申立書 および ☐ 罹災証明書	
☐ 求職活動	→〔添付書類〕 ☐ 求職中を証明する書類（ハローワークカード（写）等）	
求 職 活 動 の 状 況	☐ 求職活動中 ☐ 求職活動予定（ 年 月 日～ ）	☐ 求職活動中 ☐ 求職活動予定（ 年 月 日～ ）
☐ 就学	→〔添付書類〕 ☐ 在学証明書等	
学 校 名		
通 学 状 況	週・月 日 （時間： 時 分～ 時 分） （期間： 年 月 日～ 年 月 日）	週・月 日 （時間： 時 分～ 時 分） （期間： 年 月 日～ 年 月 日）
☐ 育児休業	→〔添付書類〕 ☐ 就労（就労予定）証明書	
期 間	年 月 日～ 年 月 日	年 月 日～ 年 月 日
☐ その他 （新生児の育児等）	→〔添付書類〕 ☐ 申立書（その他の場合）	
	☐ 新生児の育児 ☐ その他（ ）	☐ 新生児の育児 ☐ その他（ ）

<市記載欄>

区 分	☐ 新規 ☐ 変更（ ） ☐ 現況届	特記事項等
認定種別	☐ 1号 ☐ 2号 ☐ 3号（非課税確認） ☐ 教育・保育2号あり	
副 食 費	別紙	